

月報私学

2024
5
VOL.317



1歳児の増員のため需要が高くなってきた0・1歳児保育室の乳児棟を、令和4年10月に増設しました(写真左上)。シンボルツリーとして樹齢60年の桜の木がある広い園庭(写真下段)は、平成21年に保護者が苗を植えて全面を芝生化し、お寺の庭もあわせて四季折々の自然を感じながら0～6歳の子とも達がのびのびと過ごしています。

写真提供 学校法人白藤学園 認定こども園白藤幼稚園(富山県富山市)

CONTENTS

●「令和6年度 学校法人等基礎調査」のご案内	2
●私学事業団融資のご案内	3
●令和6年能登半島地震にかかる復旧支援融資のご案内	5
●報酬等の報告に関するQ&A	6
●報酬等の電子媒体による報告を利用してください／ 「資格取得報告書(新規)」及び「被扶養者認定申請書」等の提出期限が5日以内になります／ 加入者・被扶養者にかかるマイナンバーの報告(お願い)	7
●健康情報ポータルサイトが変わります 新しいヘルスケアポイントをご利用ください／ 令和6年度 生涯生活設計セミナーの開催	8
●特定健康診査のご案内を5月下旬に学校法人等へ送付します	9
●令和6年度の年金額	10
●令和6年度 私学共済事務担当者連絡会／令和6年度 第1回私学共済事務担当者研修会	11
●共済定期保険・積立共済年金 令和6年度前期募集	12
●接骨院・整骨院の施術を受けるとき	13
●INFORMATION	14
●宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	16



日本私立学校振興・共済事業団

「令和6年度 学校法人等基礎調査」のご案内

私学経営情報センター 私学情報室

「学校法人等基礎調査」は、私立学校の基本的かつ総合的な調査であり、都道府県の協力を得て実施しています。

対象は、特別支援学校・幼稚園・認定こども園（幼稚園型及び幼保連携型）・専修学校・各種学校を設置している学校法人、学校法人以外の法人及び個人設置者となります。

本調査は、文部科学省が実施していた「私立学校の財務状況調査」を平成11年度から私学事業団が引き継いだものです。今年度も引き続きご協力をお願いします。

集計結果は『今日の私学財政』（※）として刊行し、学校法人等に活用していただいています。

なお、大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校を設置している学校法人は、別途調査を実施していますので、本調査の対象ではありません。

※『今日の私学財政』には、大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校法人が設置する特別支援学校・幼稚園・認定こども園（幼稚園型及び幼保連携型）・専修学校・各種学校の集計データも掲載しています。

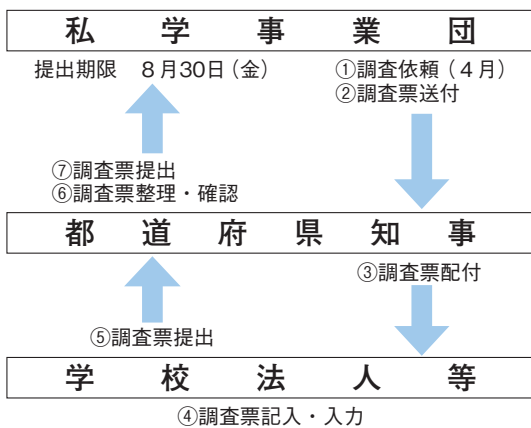
調査の目的

私立学校の収入及び支出の実態並びに学校法人の資産等の状況を明らかにすることにより、本事業団等業務の基礎・参考資料及び私学関係予算要求等の資料とし、併せて学校法人等の運営の参考に供することを目的としています。

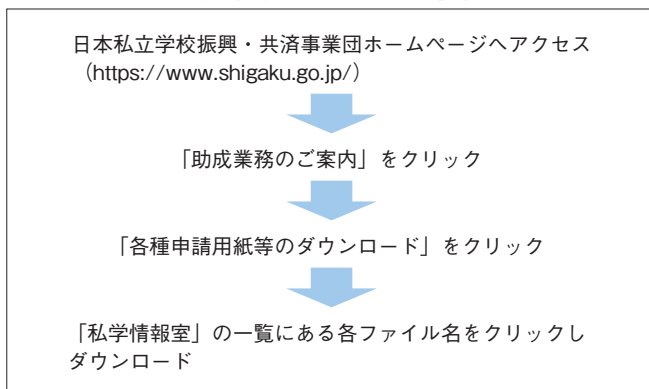
なお、この調査で得た情報は、前述の目的以外には使用しません。

調査の手順

調査の手順は左のとおりです。



調査票等のダウンロード手順



説明書・調査票等について

4月以降、都道府県から「令和6年度学校法人等基礎調査（都道府県知事所轄学校法人等用）【学校法人等基礎調査説明書及び調査票】」の冊子又は電子ファイルが配付されます。配付の形式は都道府県により異なります。

冊子の巻末には調査票様式（区分1～5）が付いていますので、切り離してお使いください。

また、電子ファイルの説明書及び調査票様式は、私学事業団ホームページからダウンロードすることもできます。

調査票の作成及び提出について

次の三つのいずれかにより作成してください。いずれの方法であっても、必ず今年度用の調査票様式を使用してください。

- ・都道府県から配付された調査票様式に記入又は入力
- ・私学事業団ホームページからダウンロードした調査票様式にパソコン等で入力
- ・私学事業団ホームページからダウンロードした調査票様式を印刷して記入

作成の際は、説明書及び記入例を参照してください。作成した調査票は、説明書にある「提出前の最終確認」に従って内容を確認してください。

調査票の提出先は、都道府県です。都道府県の定める形式、期限に従って提出してください。

※調査票を印刷して提出する場合は、5種類の調査票（調査票区分1～5）を、A4サイズの紙に片面印刷してください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
☎03(3230)7840～7844
Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

私学事業団融資のご案内

融資部 融資課

私学事業団では、私立学校の校舎・園舎・体育施設・遊戯室・講堂・寄宿舎・合宿所などを新築・増築・改修・買収する事業、校地・園地・運動場用地などを買収・造成する事業、実験・実習用機器や通学（園）バスを購入する事業など私立学校教育の振興のために必要な事業に対して幅広く融資を行っています。

融資の対象となる事業、融資金利などは4頁の一覧表をご覧ください。
ここでは、融資制度についてご案内します。

融資契約と金利

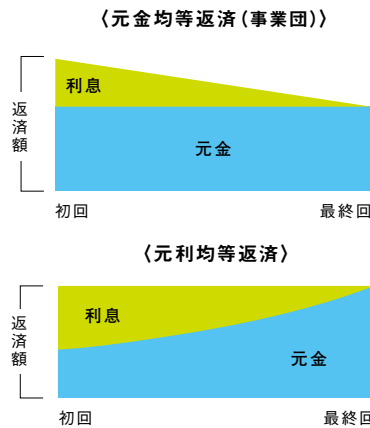
本事業団では「金銭消費貸借及び抵当権設定契約証書」により、金銭消費貸借契約と抵当権設定契約を同時に締結します。

金利は毎月見直しを行っており、契約時の金利を適用します。なお、契約時の金利が償還完了まで変わらない固定金利となっています。

返済方法

本事業団では元金を借入年数で均等

に割り振り、残金に対して利息を計算する**元金均等返済**を採用しています。
この返済方法では元金残高が早く減るため、元金と利息の合計を均等に返済する元利均等返済よりも返済総額が少なくなります。



元金の返済は毎年一回（9月もしくは3月）、利息の支払いは年二回（9月及び3月）の後払いとなっています。

返済期間と据置期間

返済期間と据置期間（利息のみの支払期間）は融資費目ごとに設定されている年限の範囲で自由に設定いただけます。なお、返済期間によって適用金利が変わります。

担保物件

原則として、学校法人等所有の土地及び当該土地上の建物を担保として提供していただきます。その際、本事業団の抵当権を第一順位とすることが条件となり、担保提供予定の物件に本事業団以外の抵当権がすでに設定されている場合は、当該抵当権者に先順位を本事業団に譲ることについて合意いただく必要があります。

担保評価については、土地のみを対象とし、本事業団で定められた方法により評価を行います。

融資の上限額

融資額は、次の①～③のうち最も低い金額を上限とします。

①事業査定額

対象事業費 × 融資率

対象事業に対し、補助金が交付されている場合には事業費から補助金を除いた額に融資率を乗じます。

融資率は建物建築の場合80%、建物改修の場合75%など、対象事業によってそれぞれ設定されております。

②資産査定額

純資産の部合計 × 30%

直近決算書の貸借対照表より、資産の部合計から負債の部合計を差し引いた額に30%を乗じた額が資産査定額となります。

③担保査定額

提供担保物件評価額 × 担保率

担保評価は前述のとおり、土地のみを対象として本事業団で計算します。

担保率は80%以内となっており、審査によって決定します。

令和6年度の変更点等(5頁参照)

前年度から引き続き、耐震改築・改修事業及び大学附属病院の建替え事業に対する利子助成制度、並びに幼稚園・認定こども園に対する融資条件の優遇が実施されます。

また、今年度の主な変更点は次のとおりです。

- ①学校施設の規模の見直し等による建物解体事業を対象とするメニューを創設しました。
- ②成長分野への学部再編等を行う学校への支援について融資条件等の見直しを行いました。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

融資部 融資課

融資第一係

☎ 03(3230)7862～7864

融資第二係

☎ 03(3230)7866～7868

Eメール yushi@shingaku.go.jp

■ 主な対象事業と融資金利、返済期間

	主な対象事業	返済期間（据置期間）	金利 (令和6年4月現在)
一般施設費	校舎・園舎・体育施設・遊戯室・講堂などを新築・増築・改修・買収する事業	30年以内（うち2年以内）	1.80%
		20年以内（うち2年以内）	1.40%
	校地・園地・運動場用地などを買収・造成する事業 など	10年以内（うち2年以内）	0.90%
		6年以内（うち1年以内）	0.80%
教育環境整備費	校教具等の整備に必要な資金 教育環境を充実させる等経営に必要な資金	5年6か月以内 (うち6か月以内)	0.60%
	大型設備の整備等に必要な資金 校舎等の解体に必要な資金	10年以内（うち2年以内）	0.90%
特別施設費	寄宿舍・合宿所・教職員住宅・大学病院などの建築・改修事業	30年以内（うち2年以内）	1.90% (大学病院 1.85%)
		20年以内（うち2年以内）	1.50%
	そのための土地の買収等	10年以内（うち2年以内）	1.00%

助成業務

(注) 金利は毎月見直しています。最新の金利及び上表以外の事業の金利は、私学事業団ホームページで確認してください。

■ 耐震化事業等に対する利子助成制度

利子助成制度とは、私立学校施設の耐震化促進等のため、国が学校法人の支払利息の一部に対して、補助金を交付する制度です。

	対象事業	対象学校	利子助成率
耐震改築事業	取り壊しを伴う建替え事業 (取り壊す建物のいずれか一つの階のIs値（lw値）が0.7未満であること)	大学院、大学、短期大学、高等専門学校、中等教育学校、高等学校、義務教育学校、中学校、小学校、特別支援学校	【Is値0.3未満の場合】 ▶ 1～3年目 融資金利と同率 ▶ 4～20年目 融資金利－0.5% 【Is値0.3以上0.7未満の場合】 ▶ 最大20年間 融資金利－0.5%
		専修学校、各種学校	▶ 最大20年間 融資金利－0.5%
	耐震化促進のための補助金の対象となるもの	幼稚園、認定こども園	
耐震改修事業	防災（耐震）機能強化にかかる補助金の対象となった改修事業（非構造部材を含む）	大学院、大学、短期大学、高等専門学校、中等教育学校、高等学校、義務教育学校、中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園、認定こども園、専修学校、各種学校	▶ 最大20年間 融資金利－0.5%
病院建替事業	築30年を経過した老朽施設の建替え整備事業	大学（附属病院）	▶ 最大10年間 融資金利－0.5%

私学事業団融資 令和6年度の変更点等

〈新規〉

1. 学校施設の規模の見直し等による 建物解体事業への支援

以下の要件を満たす建物(校舎等)の解体事業が
融資の対象となりました。

【融資費目】 教育環境整備費

【返済期間】 **最大10年**

【対象要件】 次の①～⑤のいずれかを伴う経営計画を
策定し実施しているもの

- ① 学校・学部等の募集停止・廃止
- ② 定員減
- ③ 校地面積の減少(キャンパス統合等)
- ④ 耐震性のない建物の取壊し
- ⑤ 法人統合に伴う施設の集約

〈前年度からの継続・拡充〉

2. 成長分野への学部再編等を 行う学校への支援

「大学・高専機能強化支援事業」に選定された大学等
について、私学事業団融資をご利用の場合、融資条
件が一部優遇されます。

①施設整備資金

【融資金利】 通常の貸付金利より **0.2%優遇**

【返済期間】 借入額10億円未満の場合は最大20年

→ 借入額に関わらず**30年まで選択可**

②学部再編等にかかる準備資金(教育環境充実資金)

【融資金利】 返済期間10年の貸付金利より **0.2%優遇**

【返済期間】 最大5.5年 → **最大10年**

〈前年度からの継続〉

幼稚園・認定こども園の施設整備等に対する支援

融資対象が**幼稚園・認定こども園**の場合、次のとおり融資可能額(上限)が引き上げられます。

【事業査定】(実施する事業から算出される額)

事業費 × 融資率(80% or 75%) → 事業費 × 融資率(**95%**)

【資産査定】(法人の純資産から算出される額)

純資産の部合計 × 30% → 純資産の部合計 × **40%**

令和6年能登半島地震にかかる復旧支援融資のご案内

融資部 融資課

私学事業団では、令和6年能登半島
地震により被災された学校法人等の円
滑かつ迅速な復旧のため、通常の貸付
条件よりも有利な復旧支援融資制度を
創設しました。

融資の種類

◆災害復旧費(特別災害)

激甚災害の指定に基づき、国から補
助金を受ける私立学校等の災害復旧事
業に対する低利融資です。

融資金利

1～5年目…無利息

6～7年目…0.5%

8年目以降…0.7%※

返済期間

25年以内

◆災害復旧費(一般災害)

特別災害以外の災害復旧事業に対す
る低利融資です。

融資金利

1～5年目…無利息

6～7年目…0.5%

8年目以降…0.7%※

返済期間

25年以内

◆教育環境整備費(災害復旧経営資金)

災害により被災し、被災の程度が著
しい学校法人等の円滑かつ迅速な復旧
のため、緊急に必要な資金の低利融資
です。

融資対象となる法人

本事業団借入金金の償還金(利息、延
滞金を含みます)を滞納している法人
や紛争、法令違反などの状態にある法
人は、原則として対象とはなりません。
また、専修学校及び各種学校につい
ては、対象となる学科・課程が定めら
れています。詳しくは融資課にお問い
合わせください。

復旧支援融資の詳細は、私学事業団
ホームページ(助成業務のご案内)融
資▼令和6年能登半島地震復旧支援
資のご案内)をご覧ください。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部 融資課

☎03(3230)7862～7864

Eメール yushi@shigaku.go.jp

報酬等の報告に関するQ&A

業務部 資格課

報酬等の範囲

Q1 報酬や賞与にはどのようなものが含まれますか。

A1 報酬及び賞与（以下「報酬等」といいます）は、実際に提供した勤務に対する対価に加え、給与規程等に基づいて学校法人等が経常的（定期的）に加入者に支払うものは、すべて含まれます。また、雇用契約を前提として学校法人等から食事、住宅等の提供（現物給与）をしている場合も報酬等に含まれます。

Q2 退職手当は報酬等に含まれますか。

A2 退職手当を退職時に一括して支払う場合は、報酬等を含めません。ただし、毎月の給与や賞与に上乗せして前払いする場合は、加入者の通常の生計に充てられる経常収入と扱うことが妥当であるため、報酬等に含まれます。

Q3 処遇改善手当は、報酬等に含まるべきですか。どのように報告すればよいですか。

A3 処遇改善手当も報酬等に含まれます。ただし、支給方法によって報告方法が異なります。

毎月、一定額を給与に含めて支給

する場合は、報酬として「標準報酬基礎届書^{DL}」等の提出時に報告してください。年に3回までの一時金として支給する場合は、「賞与等支給報告書^{DL}」に賞与区分「その他の手当」として報告してください。

資格取得時

Q4 資格取得時の報酬月額はどういうに報告したらよいですか。

A4 基本給の他に通勤手当、扶養手当、住宅手当などの諸手当、また、所属部署において、常態として残業がある場合は、月平均の残業時間に対する残業手当などの見込み額を加えた額を、これから受けるであろう報酬月額として報告してください。なお、途中で資格取得した場合も、すべての報酬を1か月分に換算した額で報告してください。

実績によって報酬が変わる場合は、取得月の前月1か月間にその部署で同じような業務に就いて同じような報酬を受けている人が受けた報酬の平均月額を記入します。日給、時給なども同様に取り扱います。

Q5 資格取得時に届け出た報酬月額

と、取得後に実際に支払った額が違う場合、訂正は必要ですか。

A5 日給者や時給者の実際の出勤日が異なった場合や、実績に応じて支払う非固定的給与の見込みの誤りにより報酬月額が相違した場合は、訂正の必要はありません。固定的給与の算定誤りにより届け出と実際の支給額が異なった場合は、**Q13**を参照のうえ訂正してください。

随時改定

Q6 給与計算期間の途中で昇給・降給した場合、どの時点を起算月として随時改定の判断を行うのですか。

A6 昇給・降給した報酬の支払いが実績として1か月分確保された月（※）を起算月として扱います。その月以後3か月に受けた報酬を算定基礎として随時改定の判断を行います。

※昇給・降給を反映した支払基礎日数が17日、短時間労働加入者にあつては11日を満たした月となります。

【例】当月末締め・翌月末払い・当月15日以降に給与単価が上昇した場合↓翌々月を起算月とします。

Q7 週及してベース改定や諸手当の支給を行った場合、随時改定の起算月はいつになりますか。

A7 実際に差額支給のあった月を起算月とします。ベース改定した月や、本来の支給開始月まで遡っての随時

改定にはならないので注意してください。

なお、差額分は除いて算定します。

Q8 変動月を含む3か月の間に、通勤手当のように数か月分まとめて手当を支給した月がある場合、どのように報告すればよいですか。

A8 当該手当を1か月分に割り戻して報告に含めてください。

産休・育休終了時改定

Q9 起算月を教えてください。

A9 休業終了日の翌日が属する月を起算月とします。当該月の報酬の支給がない場合や、支払基礎日数を満たさない場合でも、その月が起算月となりますので注意してください。

Q10 育児休業を終了した日の翌日が属する月から3か月すべての支払基礎日数が17日（短時間労働加入者にあつては11日）を満たさないと改定はできないのですか。

A10 産休・育休終了時改定は、3か月のうち、少なくとも1か月は支払基礎日数が基準を満たしている必要があります。3か月すべて満たしている必要はありません。

即時改定

Q11 即時改定は、定年退職時の1回のみしかできませんか。

A11 即時改定の要件に該当すれば、回数制限はありません。

【例】定年退職後に再雇用され、その契約が一旦終了した後に一日の空白もなく再雇用した場合↓報酬が1等級以上変更になれば対象となります。

全般

Q12 各種改定届の提出が期日である改定月の10日を過ぎてしまいました。提出は可能ですか。また、いつから改定されますか。

A12 期日を過ぎていても受け付けますが、掛金等や給付金の調整等が生じる可能性があります。

また、6か月以上遡及する場合は別途遅延理由書等の提出が必要です。報酬月額改定は、改定すべき月に遡って適用されます。ただし、掛金等の徴収の時効により届け出の遡及は2年に限られます。

Q13 定時決定や標準報酬月額改定、資格取得の際の報酬月額の報告が誤っていた場合、どのようにすればよいですか。

A13 「報酬月額訂正申出書^{DL}」に入して提出してください。

Q & Aの詳細は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」資格と掛金等▼報酬とは▼標準報酬月額と標準賞与」をご覧ください。

報酬等の電子媒体による報告 を利用してください

業務部 資格課

◆電子媒体により報告できる書類

資格関係書類のうち、次の①～④の書類は、電子媒体（CD-R又はUSBメモリ）での報告が可能です。報告に当たって申請承認は不要です。

- ① 定時決定の「標準報酬基礎届書^{DL}」
- ② 賞与等支給時の「賞与等支給報告書^{DL}」
- ③ 随時改定の「標準報酬月額改定届書^{DL}」
- ④ 資格取得時の「資格取得報告書^{DL}」

詳細は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」資格と掛金等▼電子媒体での申請」をご覧ください。

◆注意点

- ・ 提出する前に必ず「電子媒体作成機能」でチェックしてください。
- ・ 「資格取得報告書^{DL}」は必ず暗号化してください。マイナンバーの報告を含みますので、提出の際は配達の記録が残る簡易書留等の利用を推奨します。
- ・ 前記①②の書類は、電子媒体で報告すると、その後は私学事業団から様式用紙の事前送付はしません。報告漏れに注意してください。
- ・ 電子媒体での報告を取りやめ、様式用紙の送付を希望する場合、①は4月末まで、②は支給予定月の2か月前までに文書で申し出てください。

「資格取得報告書（新規）」及び 「被扶養者認定申請書」等の 提出期限が5日以内になります

業務部 資格課

◆令和6年5月7日施行

6年4月30日に「私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、6年5月7日以降、事由が生じてから10日以内に提出することとされていた新規資格取得にかかる「資格取得報告書^{DL}」は、「5日以内に提出すること」に改正されます。

また、「被扶養者認定申請書^{DL}」、「学校法人等異動報告書^{DL}」、「特定学校法人等該当届書^{DL}」、「後期高齢者医療制度被保険者資格該当不該当届出書^{DL}」についても、「5日以内に提出すること」とされます。

◆改正の趣旨

この改正は、加入者証廃止に伴い、加入者等が医療機関等にかかった際に、医療機関等でのオンライン資格確認が円滑に行えるよう、医療保険者が被保険者等の資格にかかる情報を速やかに登録できるようにするものです。

◆被扶養者認定申請における認定日

加入者の資格取得等による申請及び要件を備える者が生じたことによる申請について、「被扶養者認定申請書^{DL}」の提出が30日を過ぎた場合は、従来どおり私学事業団で申請書を受け付けた日からの認定となります。

加入者・被扶養者にかかる マイナンバーの報告（お願い）

業務部 資格課

「資格取得報告書^{DL}」及び「被扶養者認定申請書^{DL}」に記入された加入者・被扶養者のマイナンバーは、医療機関等でのオンライン資格確認や情報連携（届出書類等の添付書類省略など）に使用します。各用紙の記入欄には、本人確認を行ったうえで、正確に記入してください。加入者・被扶養者の本人確認方法等の詳細は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」お知らせ一覧▼マイナンバー（社会保障・税番号）制度▼私学事業団のマイナンバー制度の取り扱い▼「資格取得報告書」「被扶養者認定申請書」へのマイナンバー記入に関する留意事項」をご覧ください。

◆訂正や変更の手続き

加入者、被扶養者情報の記入に誤りがあると、正しいマイナンバーの報告があっても収録できません。加入者、被扶養者情報の訂正や変更をするときは、「加入者異動報告書^{DL}」・「被扶養者異動報告書^{DL}」により速やかに届け出てください。また、加入者・被扶養者のマイナンバーが変更になった場合や、新たにマイナンバーが交付された場合は、「マイナンバー更新連絡票^{DL}」により届け出てください。

健康情報ポータルサイトが変わります 新しいヘルスケアポイントをご利用ください

福祉部 保健課

ヘルスケアポイントは、健康増進などの取り組みを行っている人に対し、その行動ごとにポイントが付与され、貯まったポイントで健康グッズや電子マネーと交換できるしくみです。

令和6年度より、健康情報ポータルサイトが次のとおり変更になります。

変更前

QUPiO Plus (クピオプラス)
提供元…SOMPOヘルスサポート



変更後

Pep Up (ペップアップ)
提供元…株式会社JMDC

PRポスターを学校法人等宛てに送付しますので、掲示及び加入者へ周知をお願いします。

◆対象者

6年4月1日現在で、短期給付の適用を受ける30歳～74歳の加入者（任意継続加入者を含みます）及び被扶養者（以下「加入者等」といいます）が対象です。

◆利用方法

加入者等が、パソコンやスマートフォンから「Pep Up（ペップアップ）」にアクセスし、私学事業団より個別に送付する本人確認用コードを利

用してユーザー登録を行います。

◆本人確認用コード

本人確認用コードを記載した案内ハガキを、加入者及び任意継続加入者の届け出住所宛てに5月中旬頃送付します。被扶養者へは、加入者と同居所に送付します。

なお、本人確認用コードは、特定健康診査の対象者より提出された健診結果を基に作成し、送付する情報通知にも記載します。

◆ポイントがたくさん貯まります

Pep Upに新規登録するだけで200ポイントもらえます。また、日々の記録（体重、歩数等）をつけたリ、健康記事を読んだり、ウォーキングラリーや健康クイズ大会等のイベントに参加するとポイントがもらえます。有効期限は獲得日から3年です。

◆旧ポイントの移行について

QUPiO Plusに登録済みの人のサービス終了時点の残存ポイントは、9月末までにPep Upにユーザー登録した場合に限り移行します。期日までに登録が確認できない場合は、消滅しますので注意してください。

令和6年度 生涯生活設計セミナーの開催

福祉部 保健課

私学事業団では、教職員生涯福祉財団との共催により、加入者の退職後のセカンドライフを豊かで実りあるものにするための一助となるよう、「生涯生活設計セミナー」を毎年開催しています。ぜひ参加してください。

◆開催日・会場・募集人数

開催日・会場	募集人数
7月23日(火) 東京ガーデンパレス	各50名
7月29日(月) 東京ガーデンパレス	
8月2日(金) 東京ガーデンパレス	
8月7日(水) 大阪ガーデンパレス	
8月9日(金) 名古屋ガーデンパレス	

◆対象者

加入者とその配偶者

◆参加費

一名につき 2000円

テキスト代・昼食代等を含みます。

◆開催時間

9時30分～17時
セミナーは、講義と実習を併用して行います。

◆宿泊の手配・費用

各自で手配してください。費用は自己負担となります。

◆申し込み方法

次の①～⑦を明記のうえ、封書でお申し込みください。また、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼福祉事業▼生涯生活設計▼生涯生活設計セミナーから申し込みすることもできます。

- ①参加者氏名・年齢
- ②加入者記号番号
- ③参加者の郵便番号・住所
- ④参加者の電話番号
- ⑤所属学校名
- ⑥学校の電話番号・内線番号
- ⑦希望日（第2希望まで）

◆申し込み・問い合わせ先

〒160-0004
東京都新宿区四谷3丁目12番地

フロンティア四谷 6階

一般財団法人 教職員生涯福祉財団

「セミナー担当」

☎03(5368) 1882

◆申込締め切り日

6月18日(火)【必着】

注 申込者数が募集人数を超えた場合は抽選となります。結果は締め切り日から7日以内に参加者に連絡します。

◆共催

日本私立学校振興・共済事業団
一般財団法人 教職員生涯福祉財団

特定健康診査のご案内を5月下旬に
学校法人等へ送付します

福祉部 保健課

令和6年度の特定健康診査及び特定保健指導を表のとおり実施します。

私学事業団から、5月下旬に案内文書・対象者一覧等を学校法人等へ送付しますので、内容を確認のうえ、手続きをお願いします。

◆加入者の特定健康診査

学校法人等が学校保健安全法及び労働安全衛生法に基づいて実施する、定期健康診断の結果を活用します。

健康診断の際に、特定健康診査の検査項目について受診漏れがないようお願いいたします。

また、「標準的な質問票^{DL}」のうち、回答必須項目（服薬の有無、喫煙の有無）の記入漏れが多数見受けられますので、確認のうえ提出してください。

◆被扶養者等の特定健康診査

対象となる被扶養者及び任意継続加入者及びその被扶養者の受診券（セット券）は、ピンクの封筒で加入者の自宅住所宛てに送付します。

◆提出方法

加入者の健診結果は、原則、電子データでの提出となります。本事業団の様式に沿った健診データが作成できるツール及び健診実施機関で作成したXMLデータ等の誤りや漏れを提出前に

チェックできるツールを私学共済ホームページに掲載しています。

また、6年度より個人情報保護の強化を目的として、学校法人等が作成した電子媒体を、提出前に暗号化するツールも掲載します。復号化は、本事業団の保有するシステムでのみ可能となるため安心です。ぜひご利用ください。

◆健診結果データの提出期限

- ① 6年9月30日まで
- ② 7年1月31日まで
- ③ 7年5月15日まで（必着・最終）

特定保健指導を円滑に実施するため、健診結果は期限にかかわらず、整った分から順次提出してください（対象者全員分をまとめる必要はありません）。

◆加入者と学校法人等の「健康」のために協力ください

提出された健診結果に基づき、本事業団が生活習慣の改善に役立つ情報や特定保健指導を案内することで、加入者がより健康で長く働けることが期待されます。

加入者の健康、そして学校法人等の健全な経営のため、健康診断結果の提出や学校訪問型特定保健指導の利用に一層のご協力をお願いします。

共済業務

表 6年度スケジュール

	私学事業団	加入者・学校法人等	
		特定健康診査	特定保健指導
令和6年	5月下旬に発送	学校法人等へ依頼 ・定期健康診断結果データの提出	
5月	・案内書（実施要領等） ・対象者一覧 ・被扶養者等の受診券（セット券） （有効期限：7年3月31日）	加入者経由で被扶養者へ依頼 ・受診券（セット券）の利用による健診受診 （健診実施機関からデータ提出） ・パート先健康診断や人間ドックの受診 （被扶養者よりデータ提出）	
6月	6年度分健診結果データのシステム登録開始		
7月	健診結果・健康情報通知の発送 ※特定保健指導該当者には利用券を同封		特定保健指導 利用開始
8月			
9月		①学校法人等からの健診結果データ提出期限 （1回目…4～8月に定期健康診断を実施する学校法人等）	
10月		（順次）	
11月	国へ令和5年度分特定健診等実績報告		
12月			
令和7年		②学校法人等からの健診結果データ提出期限 （2回目…9月以降に定期健康診断を実施する学校法人等）	
1月		[受診券（セット券）の有効期限：7年3月31日]	
2月	（順次）		
3月			
4月			
5月		③学校法人等からの健診結果データ提出期限 （最終…7年1～3月に定期健診を実施する学校法人等及び②までに健診結果を提出していない学校法人等）	
6月			
7月			[利用券の有効期限 ：7年7月31日]

令和6年度の年金額

年金額は2・7%の引き上げ

年金部 年金第一課

令和6年4月1日に、「国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第127号）」、その他関係政令が施行されました。

これに伴い、6年度の年金額等は次のとおりとなります。

年金額

6年度の年金額は、原則（※1）、5年度から2・7%の引き上げとなります。

※1 旧法の保障額が適用となっている人や、異なる改定率を用いる被保険者期間（令和5年4月以降の期間）を有する人などは、年金額が減額又は同額になる場合や増額幅が2・7%に満たない場合があります。

年金額改定の考え方

◆年金額の改定ルール

年金額は、物価や賃金の変動に合わせて毎年度改定するしくみです。原則、67歳以下の人は名目手取り賃金変動率を、68歳以上の人は物価変動率を基準に年金額を改定します。

ただし、支え手である現役世代の負

担能力に応じた給付とする観点から、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合、すべての世代で名目手取り賃金変動率を基準に年金額を改定することが法律で定められています。

また、マクロ経済スライド（※2）による調整が併せて導入されています。

※2 少子高齢化の進展等に対応するために、公的年金被保険者数の変動と平均余命の伸びに基づいてスライド調整率が設定され、その調整率により物価や賃金の変動がプラスの場合に年金額を抑制するものです。

◆6年度の年金額の改定

総務省から、令和5年平均の「全国消費者物価指数」が公表され、対前年比プラス3・2%となりました。一方、「名目手取り賃金変動率」はプラス3・1%でした。

このため、6年度の年金額は、名目手取り賃金変動率（プラス3・1%）を用いて改定します。また、マクロ経済スライドによる調整（マイナス0・4%）が反映されます。

以上のことから、6年度の年金額は原則、プラス2・7%を基準に改定することになりました。

在職中の支給停止における
基準額の変更（6年4月から）

老齢厚生年金又は退職共済年金の受給権者が、厚生年金保険の被保険者等（私学在職を含みます）である間の年金の支給停止について、支給停止額を計算する際の基準額が、次のとおり改定されました。

【支給停止調整額】48万円↓50万円

年金額の通知書等の送付

改定後の年金額は、「年金額改定通知書」（以下「改定通知書」といいます）でお知らせしています。

改定後の年金額の支給は、6月定期支給期（4・5月分）からです。

◆「改定通知書」のレイアウト変更

6年度から送付する「改定通知書」は、5年度までと比べてレイアウトを変更しています。なお、一部の人や再交付時に送付する「改定通知書」は従前のレイアウトになります。

◆「改定通知書」が送付されていない人

後日「決定・改定・支給年金額変更通知書」等により改定後の年金額等をお知らせします。

ただし、老齢厚生年金の繰下げ待機をしている人には、支給開始の申し出をするまで「改定通知書」、「決定・改定・支給年金額変更通知書」等の年金

額の通知は送付しません。

◆年金額の算定期間を改定するとき

私学共済の老齢厚生年金の受給権者が私立学校等に在職中（第4号厚生年金被保険者）の場合、受給権発生後の加入期間を年金額の算定期間に反映するタイミングは次の①～④のいずれかになります。

- ①退職したとき
- ②65歳に到達したとき
- ③毎年9月1日（65歳以上の人に限ります）
- ④70歳に到達したとき（在職中であっても年金制度を脱退したものとみなします）

◆在職中の「改定通知書」の年金額

年金額は受給権発生時点又は前記①～④の時点より前の加入期間を算定基礎として計算しています。

「改定通知書」の詳細は、本誌に同封している年金者向広報「共済だより」6月号をご覧ください。

注 退職等年金給付における退職年金（年金証書記号番号の末尾が「E」

又は「F」の年金）は改定のルールが公的年金とは異なるため、今回は通知の対象になりません。

令和6年度 私学共済事務担当者連絡会

広報相談センター 相談班

私学共済事務担当者連絡会(以下「連絡会」といいます)では、共済事業に関する改正事項等をお知らせします。

令和2年度から新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止していましたが、6年度は各都道府県において開催します。

今回より、会場で配付するテキストは、事前(6月中旬)にデジタルブック形式で私学共済ホームページ(私学共済事業のご案内)刊行物▼事務担当者向けの刊行物)に掲載します。特に重要な項目については、ナレーション機能を搭載します。会場での説明と同程度の内容を聞くことができますので、ご活用ください。

◆開催日及び会場等

6月18日(火)～7月16日(火)
ガーデンパレスをはじめ、全国50会場での開催を予定しています。

◆開催時間

原則として13時30分～16時
(一部会場のみ9時30分～12時)

詳細は、4月調定掛金等納付通知書(5月14日発送)に同封する「連絡会

開催案内」又は私学共済ホームページ(私学共済事業のご案内)お知らせ一覧▼各種説明会▼共済事業本部主催)をご覧ください。

◆説明事項

- 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化
- 2 短時間労働加入者の適用拡大
- 3 保健事業のお知らせ
- 4 令和6年度の年金額
- 5 都道府県補助金
- 6 貯金事業のお知らせ
- 7 共済業務スケジュール

◆出席カードの記入

会場では、出席カード(当日配付するテキストに綴じてあります)に学校記号番号・学校名を記入し提出していただきますので、事前に確認のうえ出席してください。

◆申し込み等

事前に申し込みの必要はありません。当日会場に直接お越しください。会場により、駐車場がない場合がありますので、できるだけ公共交通機関等をご利用ください。

令和6年度 第1回私学共済事務担当者研修会

広報相談センター 相談班

私学共済事務担当者研修会(以下「研修会」といいます)は、事務担当者に私学共済制度の業務内容を理解していただくことを目的としています。ぜひお申し込みください。

◆開催日及び会場等

7月23日(火)～8月8日(木)
全国のガーデンパレスで25回(「資格・短期」コース13回、「年金」コース12回)開催します。

詳細は、4月調定掛金等納付通知書(5月14日発送)に同封する「研修会開催案内(参加申込書付き)」又は私学共済ホームページ(私学共済事業のご案内)お知らせ一覧▼各種説明会▼共済事業本部主催)をご覧ください。

◆参加できる人

学校法人等の共済事務担当者
注 加入者資格の有無は問いません。

◆研修内容

資格関係・短期給付関係及び年金等給付関係について、「私学共済事務担当者研修会テキスト」及び「事務の手引」を基に講義形式により基礎的な業務内容の研修を行います。

◆参加費

1コースにつき1000円

◆研修時間

9時30分～16時30分

◆申し込み方法等

(1)研修コースの確認

「資格・短期」コース及び「年金」コースそれぞれに、各学校2名まで申し込み可能です。ただし、同じ人が同一コースに重複して申し込みすることはできません。

(2)申し込み方法及び期限

開催案内の「令和6年度 第1回私学共済事務担当者研修会参加申込書」を、5月31日(金)【必着】までに、私学事業団共済事業本部宛てに郵送してください。

◆参加通知方法

参加の可否は、6月中旬に学校法人等宛てに書面で通知します。
・各コースの定員を超えた場合は、抽選となります。
・応募者が著しく少ないコースは、中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

共済定期保険・積立共済年金 令和6年度前期募集

福祉部 貯金・貸付課

共済定期保険

◆共済定期保険とは

加入者の多様な保障ニーズに応えて、遺族の年金や短期給付などの公的な社会保障制度を補完する制度で、一般の生命保険に当たります。

現在、約6万名を超える加入人員のスケールメリットをいかした、お手頃な保険料で加入できます。

医師等による審査はなく、加入資格（告知内容）に該当すれば申し込みができ、申し出のない限り自動更新となります。

令和4年度配当率（参考）

家族年金コース
学校加入コース

約41.82%

医療保障コース

約40.74%

- 家族年金コース・医療保障コース・学校加入コースは1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金を還付します。
- 個人加入の配当金は前年10月1日時点の加入者に還付します（期間脱退者には配当はありません）。
- 配当金は支払時期の前年度決算により剰余金が発生した場合に還付します。将来支払う配当金額は現時点では確定していません。
- 配当率は変動することがありますので、上記4年度の配当率は参考です。将来の配当率を約束するものではありません。
- 3大疾病保障コース・医療費支援コース・長期休業補償コースには、配当金がありません。

◆家族年金コース・医療保障コース・医療費支援コース

個人加入コースは、「家族年金コース」（死亡・高度障害保障）への加入を条件として、その他のコースも加入することが出来ます。

また、家族（配偶者・子ども）が加入できるコースもありますが、加入者本人が同じコースに加入していること及び加入者の保障の範囲を超えないことが条件となります。

【資料の送付】

令和5年8月3日以後に新規・再資格取得し、6年4月18日現在も加入者で、共済定期保険未加入の人を対象に、募集資料等を、個別封筒にて5月中旬～下旬（「ブロック広報誌」春号と同時期）に単独で送付します。

個別封筒には、氏名等やおすすめプランを印字した「加入申込書」等を封入していますので、到着後、該当者に配付してください。

その他の加入者には、共済定期保険関係書類（印字のない「加入申込書」等）を同封していますので、希望者に配付してください。

◆学校加入コース

学校加入コースは、病気や不慮の事故による死亡又は高度障害となった場合に備える制度です。学校法人等に所属する加入者に対し、業務中、業務外

を問わず24時間保障します。共済定期保険事業「家族年金コース」と同一契約で運営しているため、保険料のスケールメリットが得られます。

学校法人等が保険料を負担し、弔慰金・死亡退職金等として死亡保険金は加入者の遺族に、高度障害保険金は加入者本人へ直接支払われます。

原則、保険料の全額を損金として処理できます。1年更新で1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金を登録口座へ振り込みます。

10万円～300万円の10種類の中から、全員一律又は勤務年数や年齢等により、加入者別に保障額を設定することが出来ます。

お問い合わせは専用フリーダイヤルを利用してください。

共済定期保険専用ダイヤル（無料）
☎0120（716）267
（平日 9時～17時15分）

積立共済年金

◆積立共済年金とは

加入者が在職中に掛金を積み立て、その積立金と配当金を原資として、退職（脱退）後に年金などを受け取ることが出来る、公的年金を補完する制度です。

この原資は、当制度の委託先保険会社が運用を行うため、投資銘柄を個別に指定する必要がありません。

現在、当制度には3万人以上が加入しており、そのスケールメリットをいかして、有利な予定利率（今年度は1・25％）で運営しています（将来、変動することがあります）。

また、税法上、掛金は所得控除の対象となるため、節税効果もあります。

【資料の送付】

「募集リーフレット」、「加入申込書」及び「コース加入・口数変更申込書」は、5月中旬～下旬に発送します。

また、私学共済ホームページにも同時期に掲載しますので、ご活用ください。

募集期間

◆共通

6月3日（月）～6月28日（金）【必着】

申し込み方法

◆共済定期保険

6年10月1日から加入できる前期募集では「家族年金コース」、「医療保障コース」、「医療費支援コース」及び「学校加入コース」の新規加入の申し込みを受け付けます。

注 後期募集では、前期募集のコースのほかに「3大疾病保障コース」と「長期休業補償コース」の加入申し込みを受け付けます。

申し込みの際は、パンフレットに記載されている加入資格（告知内容）及び支給条件等を確認し、手続きしてください。

◆積立共済年金

前期募集では「新規加入」と「コース加入・口数変更（増口・減口）」の申し込みを受け付けます。

◆共通

掛金は、加入申込時に指定した本人名義の口座から自動振替により徴収しますが、書類は学校法人等を通して提出してください。また、共済定期保険の学校加入コースについては、学校法人等が指定した金融機関の口座から自動振替により徴収します。

送付先

〒113-8441
東京都文京区湯島1-7-5
私学事業団
福祉部 貯金・貸付課貯金係

学校法人等での説明会

学校法人等を訪問して加入者向け又は事務担当者向けに共済定期保険及び積立共済年金の制度の詳しい説明を行います。

希望する場合は貯金・貸付課貯金係までお問い合わせください。

接骨院・整骨院の施術を受けるとき

業務部 短期給付課

支給対象となる傷病・ならない傷病

接骨院・整骨院で柔道整復師の施術を受ける場合、保険適用の療養費の支給対象となる傷病とならない傷病があります。

◆支給対象となる傷病

- ・外傷性が明らかな打撲・捻挫・挫傷（肉離れなど）
- ・骨折・脱臼の施術は応急手当のみです。応急処置後の施術には医師の同意が必要です。

◆支給対象とならない傷病

- ・単なる肩こり
- ・スポーツ等による筋肉疲労
- ・病氣（神経痛・リウマチ等）からくる痛みやこり
- ・単なるマッサージ代わりの利用など

症状改善がみられない長期の施術

施術内容の照会

柔道整復師の施術のうち、保険適用の療養費として支給対象となるのは一部の施術のみです。

私学事業団では、施術内容が療養費の支給対象かどうかを確認するため、受診者に負傷の原因や施術内容等の照会を行う場合があります。照会文書（加

入者ごとに封入しています）を学校法人等宛てに送付しますので、該当の加入者に配付をお願いします。

◆主な照会内容

- ・施術した負傷の原因
- ・通院期間
- ・施術した部位

◆照会の回答方法

- ・照会文書を受け取った加入者は、施術を受けたときのご自身の記憶や施術を受けた所で交付された施術日の領収書などから、分かる範囲で記入してください。記憶が曖昧な箇所は無理に記入せず、「曖昧である」旨を記入してください。
- ・記入した回答書は、同封の返信用封筒で郵送してください。宛て先は本事業団の委託先（株式会社オークス）となります。

◆よくある問い合わせ

Q1 施術内容の照会文書を受け取りましたが、何のために回答するのですか。

A1 接骨院・整骨院で保険適用となる施術は限られているため、保険適用外の施術が含まれていないかを確認し、保険診療の適正化を図ることが目的です。接骨院や整骨院の受診を制限するものではありません。

Q2 照会文書は誰が回答するのですか。

A2 記入も含め、施術を受けた本人が回答してください。

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>助成業務 https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm共済業務 <https://www.pmac.shigaku.go.jp/> (私学共済ホームページ)**共済業務****共済事業本部**

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

永年勤続加入者直営施設利用優待券の送付

永年勤続加入者直営施設利用優待券と対象加入者一覧表を、令和6年5月17日(金)に学校法人等宛てに発送します。該当する加入者に配付してください。

注 対象となる加入者は、4月1日現在の加入者期間が通算して25年、30年、35年、40年、45年等の節目に当たった人です。

【福祉部 保健課】

積立貯金の募集締め切り

前期募集の締め切りは令和6年5月24日(金)【必着】です。貯金関係以外の書類は同封せず、誤りのないよう注意してください。

送付先は次のとおりです。

〒101-8709 日本郵便(株) 神田郵便局私書箱第103号

私学事業団 共済事業本部 貯金係

【福祉部 貯金・貸付課】

**住宅貸付の申し込みの際には
団体信用生命保険の加入をお勧めします**

団体信用生命保険は、住宅貸付を借り受けている加入者が償還中に死亡又は高度障害になった場合、生命保険会社が本人に代わって貸付金残高を支払う制度です。加入者にぜひ加入を勧めてください。

なお、保険に加入できる時期は、住宅貸付申し込み時のみです。貸付金の償還途中で加入することはできませんので注意してください。

【福祉部 貯金・貸付課】

子ども・子育て拠出金率は据え置きです

令和6年4月調定(5月末納期限)からの子ども・子育て拠出金率は、現行の0.36%に据え置きとなりました。

【業務部 掛金課】

**レターデジタル版を
加入者にご案内ください**

時機に応じた私学共済制度に関する情報を分かりやすく説明し、絵画・健康・旅行など加入者の皆様に興味を持っていただける読み物記事も掲載しています。

私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶刊行物▶加入者向けの刊行物▶加入者向広報「共済だよりレター」〕で閲覧できます。

【広報相談センター 広報班】

令和5年度 私学共済制度の沿革

「令和5年度 私学共済制度の沿革」を私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶情報公開▶私学共済制度の沿革〕に掲載しましたので、ご覧ください。

【企画室】

5月の共済業務スケジュール

2日(木)	貸付 送金
6日(月)	貸付 4月分定期償還期限
10日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(水)	貸付 6月3日送金申し込み・任意償還申出締め切り 特健 特定健診結果データ提出期限 (令和5年度最終・必着)
20日(月)	貯金 送金
22日(水)	貸付 送金
24日(金)	貯金 前期加入申し込み・払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(火)	掛金等 4月調定口座振替(自振校のみ) 貸付 5月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(金)	掛金等 4月調定納期限 貸付 6月24日送金申し込み締め切り

6月の共済業務スケジュール

3日(月)	積立共済年金・共済定期保険 前期加入申し込み開始 貸付 送金
6日(木)	貸付 5月分定期償還期限
10日(月)	貯金 払込期限(必着)
14日(金)	貸付 7月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

〔月報私学〕はホームページにも掲載しています

人事異動

職員の（ ）内は前職

◆役員

理事

令和6年3月30日付

退任

永山裕二

令和6年3月31日付

退任

小松弘和

令和6年4月1日付

新任

串田俊巳

新任

白井秀樹

理事（非常勤）

令和6年4月1日付

再任

川並弘純

参与

令和6年3月31日付

任期満了

木下修

令和6年4月1日付

新任

北村博史

◆本部職員

令和6年4月1日付

審議役

田代雅之

（資産運用部長）

財務部長

酒井浩二

（福祉部長）

システム管理室長

（システム管理室参事（システム統括））

数理統計室長

資産運用部長

年金部長

福祉部長

広報相談センター長

（秋田大学副理事（企画調整担当））

企画室次長

システム管理室次長

（企画室次長（システム管理室次長併任））

企画室参事（助成業務）

監査室参事

経理第二課長

システム管理室参事（システム統括）

（主計課課長補佐）

システム管理室参事（システム統括）

（システム管理室主幹（システム統括））

融資課長

（企画室参事（助成業務））

浅野佳朗

（短期給付課長）

佐藤武彦

（湯島会館館長）

廣田浩一

（システム管理室長）

小川泰正

（年金部長）

大須賀哲也

（企画調整担当）

波形寿英

（企画調整担当）

新倉健二

（審査・管理室長）

家坂友幸

（融資課長）

金牧人

（相談班長）

平石志津子

（相談班長）

加藤久礎

（主計課課長補佐）

松本政景

（システム管理室主幹（システム統括））

田中健太郎

（企画室参事（助成業務））

審査・管理室長

（寄付金課長）

寄付金課長

修学支援課長

数理統計室参事

短期給付課長

貯金・貸付課長

管理課長

営繕班長

相談班長

令和6年4月1日付

湯島会館館長

大阪会館館長

北海道会館館長

飯田吉宣

（大阪会館館長）

喜入隆司

（管理課長）

小野修

（営繕班長）

（寄付金課長）

（修学支援課長）

（文部科学省出向）

（数理統計室主幹）

（短期給付課長補佐）

（北海道会館館長）

（貯金・貸付課長）

（保健課課長補佐）

（相談班主幹）

（営繕班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

横田祐斗

（寄付金課長）

尾崎好江

（修学支援課長）

安田俊哉

（文部科学省出向）

大山晶太郎

（数理統計室主幹）

金子誠二

（短期給付課長補佐）

村上秀行

（北海道会館館長）

下川修

（貯金・貸付課長）

井上隆晴

（保健課課長補佐）

伊藤真理子

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

（相談班主幹）

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから
宿泊予約ができます。



HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
京都カーテンパレス

〒602-0912 京都市上京区烏丸通下長者町上ル龍前町605番地
☎075(411)0111(代表) JR「京都」駅から地下鉄烏丸線で「丸太町」駅下車、
2番出口から徒歩8分 <https://www.hotelgp-kyoto.com/>

京都 貴船川床 夕涼み プラン《往復送迎付》

1泊2食(2名1室／1名様) 18,400円～

取扱期間：令和6年7月1日～9月24日

【行程】17時30分ホテル出発→貴船で夕食→20時30分ごろ帰館

- ・2名様から予約を承ります。
- ・雨天、川の増水時などは貴船現地施設(屋内)での夕食となります。
- ・朝食は和定食又は洋定食からお選びください。
- ・京都市宿泊税200円が別途必要です。

令和6年5月1日～6月30日は、「貴船川床プラン《昼食付》」
(1泊2食：ホテルでの朝食後、貴船川床で昼食)を用意しています。
詳しくは京都ガーデンパレスにお問い合わせください。



貴船夕食(イメージ)

軽井沢 すずかる荘

〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607 ☎0267(45)7311
北陸新幹線「軽井沢」駅から、しなの鉄道で「中軽井沢」駅下車、南口から徒歩10分

新緑プラン

1泊2食(2名1室／1名様) 和室 11,000円～

取扱期間：令和6年5月7日～7月12日

夏期プラン

1泊2食(2名1室／1名様) 和室 13,400円～

取扱期間：令和6年7月13日～8月31日

- ・いずれのプランも1名1室利用の場合、1泊1,000円の割り増しになります。
- ・コテージの宿泊については、お問い合わせください。



夕食(イメージ)

融資事業のご案内

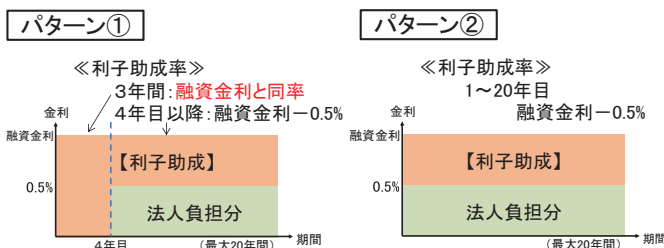
詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業(耐震改築)や、防災(耐震)機能強化の補助金対象となった改修事業(耐震改修)に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。

利子助成は二つのパターンがあります。

【イメージ図】



- ※事業を行う学校の種類や事業内容等により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
- ※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。
- ※利子助成率の上限は大学等2.1%、高校・幼稚園等1.6%、専門学校・各種学校は0.5%です。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■主な事業と融資金利(令和6年4月現在)

主な事業内容	返済期間(据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年%	年%	年%	年%
校舎などの建築・用地取得	1.80	1.40	0.90	0.80
寄宿舎などの建築・用地取得	1.90	1.50	1.00	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.90	(5.5年以内) 0.60

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。

※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862～7864、7866～7868
Eメール yushi@shigaku.go.jp